

公益社団法人愛知県バス協会 役員報酬規程

第1章 役員報酬

(総 則)

第1条 公益社団法人愛知県バス協会（以下「協会」という。）の役員に対する報酬については、定款で定めたもののほか、この規程の定めるところによる。

(支 給)

第2条 役員に対しての報酬は、総会の議決を経て、この規程の定めにしたがって支給する。

(報酬額)

第3条 常勤役員報酬月額は、別表に定める額以下とし、会長が算定する。

2 非常勤役員報酬月額は、その業務内容、勤務成績等を考慮して前項の額の範囲内で、会長が算定する。

(支給日等)

第4条 役員の報酬は、その月の月額を、原則として毎月22日に支給する。

2 月の途中で就任あるいは退任した役員の報酬は、月額を日割りに計算して支給する。

第2章 役員退職慰労金

(適用範囲、支給、算定方式、在職期間)

第5条 当協会の常勤役員に対する退職慰労金(以下「慰労金」という。)の支給については、中小企業退職金共済制度に加入し、当該制度の定めるところによる。

(加 算)

第6条 総会の決議により、退任役員のうち、在任中特に功労のあった者に対しては、第5条の額にその30%を超えない範囲で加算することができる。

(減 算)

第7条 総会の決議により、退任役員のうち、次の各号に該当する者に対しては第5条の額を減額することができる。

(1) 在任中特に重大な損害を当協会に与えた者

(2) その他特別の事由がある場合

(弔慰金)

第8条 死亡した役員に対する弔慰金については、前各条によって算出した慰労金に含めるものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の設立の日において、現にこの法人の常勤役員である者の慰労金についてもこの規程を適用する。

別表

役 職	月 額
専務理事	60万円